

資料 2

学校におけるいじめ防止等のためのポイント

1 いじめ防止のための措置

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- (2) はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- (3) 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- (4) 職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (5) いじめの問題について校内研修を行う。
- (6) 関係機関等を訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- (7) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- (8) いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

- (1) 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 個人面談（学級担任・副担任で実施）や家庭訪問の機会を活用する。
- (3) 定期的なアンケート調査（無記名）や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- (4) 保健室や相談室の利用、電話相談窓口（教頭）について文書等を通じて周知する。
※電話相談については、保護者が直接、学校（教頭）に電話し相談することができる。
- (5) 校内外の巡回を行い、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

3 いじめに対する措置（※資料 5 と連動）

- (1) 情報を集める
 - ア 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
 - イ 得られた情報は確実に記録に残す。
 - ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握することに努める。
- (2) 指導・支援体制を組む
 - ア 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - ・ いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - ・ 保護者への対応
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
 - イ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
 - ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。
- (3) - A 生徒への指導・支援を行う
 - ア いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - イ いじめられている生徒には自尊感情を高めるよう留意する。
 - ウ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - エ いじめの背景にも目を向ける。
 - オ 不満やストレスを的確に発散できる力を育む。
 - カ いじめを自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - キ はやしたてたりなど同調することはいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ク 対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
 - ケ 継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
 - コ 指導記録等を確実に保存する。
- (3) - B 保護者と連携する
 - ア 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - イ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
 - ウ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。